

当社グループは、地域金融機関グループとしての公共性に鑑み、コーポレート・ガバナンス態勢を適切に整備・運営していくことを経営上の最重要課題の一つとして位置付けております。

この考え方のもと、当社では、株主や投資家の皆さまをはじめとして、お取引先や地域の皆さま、あるいは従業員など、全てのステークホルダーから不可欠な存在として信認を得ることを目指し、これを実現するため、地域社会への貢献や経営の健全性と独自性を堅持する旨の経営方針を掲げ、コンプライアンス（法令等遵守）、リスク管理、経営の透明性等を重視した経営を行うことを基本方針としております。

### 企業統治の体制の概要等

当社は、継続的な企業価値向上を目指す企業統治体制として、社外取締役の選任と監査役会等との連携により、経営に対する監督機能を強化する体制を採用しております。

具体的には、複雑かつ高度な経営判断が要求される銀行業務等に精通した取締役が代表取締役の業務執行の監督を行い、監査役が重要な会議への出席や重要書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行を監査しております。さらに、高度な人格、見識等を備えた社外取締役・社外監査役が取締役会等に出席し、活発な発言を行うことで、企業統治体制強化の役割を担っております。

また、当社は、経営の透明性および客觀性を向上させるため、経営上の重要戦略や課題、金融業界の問題等、経営全般に関して外部の有識者に助言を求める目的とした経営会議の諮問機関としてアドバイザリーボードを設置しております。

なお、当社と社外取締役並びに社外監査役との間で、責任限定契約を締結しております。当該契約による、賠償責任限度額は法令で定める最低限度額であります。

### 会社の機関の内容

#### ●取締役会

取締役会は、12名の取締役（うち社外取締役2名）で構成され、取締役会規定に基づき重要な経営事項を意思決定、報告聴取するとともに、取締役及び執行役員の職務執行の監督を行います。取締役会は原則として毎月1回開催し、監査役の出席のもと、コンプライアンスやリスク管理を重視した意思決定を行います。

#### ●監査役会

当社では、監査役制度を採用しております。監査役は4名のうち、半数にあたる2名を社外監査役とすることで、透明性を確保します。各監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画等に従い、「取締役会」、「経営会議」等重要な会議への出席や重要書類の閲覧等を通じ、取締役の職務執行を監査します。社外監査役には、誠実な人柄、高い見識と能力を有し、それぞれの専門分野についての知識や実務経験が豊富な人材を配置し、多角的な視点から経営上の助言を受けております。

#### ●経営会議

業務執行において、より的確・迅速な経営の意思決定を行うために、取締役会の下に「経営会議」を設置し、取締役会から委譲された権限に基づき経営の重要な事項に関する意思決定や報告聴取を行います。経営会議は原則として毎週1回開催し、監査役も出席のもと、コンプライアンスやリスク管理を重視した意思決定を行います。

#### ●内部統制、内部管理・内部監査部門

内部統制、内部管理や内部監査部門として、「企画部」「総合リスク管理部」「監査部」を設置しております。

企画部は、会社法ならびに金融商品取引法上の内部統制の統括部署の役割を担います。総合リスク管理部は、内部管理の要でありますコンプライアンス管理を担当します。コンプライアンスにつきましては、取締役会で承認されたコンプライアンスプログラムのもと諸施策の企画や進捗管理を行います。さらに、総合リスク管理部はリスク管理の統括部署として、金融庁の評定制度等も参考にしつつ、リスク管理体制の定期的な見直しと改善を行います。

一方、監査部は、年度ごとに取締役会で承認された監査計画のもと、当社グループの内部監査業務全般を統括管理するほか、グループ各社に対し、必要に応じて単独、または子会社の内部監査部門と共同・連携して監査を実施し、業務運営の改善に向け、具体的な指導及び助言を行います。

#### ●会計監査人

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、津田多聞、鶴森寿士、伊加井真弓の3名であり、金融商品取引法監査及び会社法監査を行う会計監査人は、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他14名であります。

### 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、人と人とのふれあいを大切にし、誠実で親しみやすく、お客様から最も「信頼される」金融グループを目指し、業務の適正を確保するために必要な体制を以下のような観点で構築しております。

#### ①取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループでは、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、役職員が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるため、倫理綱領及び行動規範を制定するとともに、コンプライアンス基本規定を定め、コンプライアンス委員会において、全般的な方針や具体的な施策などの審議を行います。

また、その徹底を図るため、コンプライアンスを担当する役員を設置するとともに、総合リスク管理部においてコンプライアンスの取組みを組織横断的に統括し、コンプライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアルの制定、研修の実施などを通じ、役職員の教育等を行います。

さらに、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてのホットラインを設置・運営いたします。

インサイダー取引未然防止規定に役職員が遵守すべき基本事項を定め、インサイダー取引の未然防止を図ります。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の介入排除に努めるとともに、金融機関を通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネーロンダリングの防止に努めます。

さらに、お客さまの保護及び利便性向上を推進し、「お客さま本位の徹底」を実現するため、顧客保護等管理を行います。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、その他委員会等の重要会議について、職務執行の記録として議事録等を作成・保管いたします。

また、取締役を決定者とする決裁文書及び付属書類についても適切に作成・保管いたします。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営の健全性の維持と安定した収益確保を図るため、リスク管理基本規定を定め、リスクを信用リスク、市場リスク、資金流動性リスク、オペレーションリスクに区分の上、それぞれの所管部を明確にするとともに、リスク管理委員会

を設置し、各リスクのモニタリングを行います。

また、危機管理規定を定め、危機事象の発生に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保いたします。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われる 것을 확보하는ため의体制

取締役会は経営目標を定めるとともに、経営計画を策定し、取締役の職務の執行を効率的に行うため、経営会議を設置いたします。

経営会議は、取締役会で決議した経営の基本方針に基づき、これを執行する上で重要な事項を協議、決議する他、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項を事前に検討することいたします。

また、取締役の所管する本部及びその権限と責任を明確にするとともに、ITの活用も図りながら効率的な業務執行体制を構築・維持します。

#### ⑤当社及びそのグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため의体制

当社では、子会社・関連会社全社を池田泉州ホールディングスのグループとして一体と考え、当社が適切に主導し、グループ各社が当社との連携を保ちつつ、自社の規模、事業の性質に応じた適切な内部管理体制を構築し、業務の健全かつ適切な運営を行います。

当社は、グループ経営管理として、子会社等から必要な報告を受け、協議する体制を構築します。

#### ⑥監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項並びにその使用者の執行役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役会事務局として監査役スタッフを配置いたします。このスタッフに対する業務執行の指揮命令は監査役会が行うこととし、人事異動、人事評価においても監査役会の意見を尊重するなど、取締役からの独立性を確保いたします。

#### ⑦取締役及び使用者が監査役に報告をするため의体制 その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及びそのグループに重大な影響を及ぼす事項、その他必要な事項をすみやかに報告することいたします。

また、これを補完するため、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、ALM委員会等の重要な会議について、監査役が出席できる体制を構築いたします。

#### ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、内部監査部署、監査法人との間で意見交換会を開催することいたします。

また、監査役は取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、ALM委員会等の重要な会議に出席し、業務執行上の様々な問題点の把握に努めます。

## 内部監査及び監査役監査の状況

## ●內部監查

当社では、内部監査の目的・方針等を定めた「グループ内部監査基本規定」を制定し、本規定に基づき内部監査を行う部署として「監査部」を設置しております。当社の内部監査方針は、業務の健全性・適切性を確保するため、独立性と専門性を備えた実効性のある内部監査態勢を整備し、リスク管理、内部統制等の適切性・有効性を検証・評価するとともに、必要に応じ、経営陣に対し問題点の改善方法の提言等を行うことにより、グループにおける内部管理態勢の改善、企業価値の拡大等の経営目標の実現的な達成に資することとしております。

当社の監査部は、子銀行からの出向者合計10名（専任3名、兼任7名）により構成され、取締役会において承認された監査計画のもと、当社各部に対する内部監査を実施するほか、必要に応じて監査契約に基づき子銀行に対する内部監査を実施しております。また、監査結果については、定期的に取締役会等に報告を行っております。

●監査役監査

各監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画等のもと、「監査役監査基準」「内部統制システムに係る監査の実施基準」等に基づき、「取締役会」及び「経営会議」等重要な会議への出席や重要書類の閲覧等を通じ、取締役の職務執行を監査します。

監査役と会計監査人は、定期的に情報交換の場を設け、監査における諸問題等について意見交換を行うなど、緊密に連携することで効率的かつ実効性の高い監査業務を行っております。また、子銀行監査役と連携を図り、監査役と内部監査部門においても、内部監査に監査役が立ち会ったり意見交換を行うなど、緊密に連携することで効率的かつ実効性の高い監査業務を行っております。

内部監査部門、監査役及び会計監査人は、意思疎通を十分に図って緊密に連携し、また、内部統制部門からの各種報告を受け、効率的かつ実効性の高い監査を実施するよう努めております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名であります。また、社外監査役は2名であります。

社外取締役畔柳信雄は、当社の大株主である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び株式会社三菱東京UFJ銀行の出身でありますが、当社との間に、人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。長年に渡る金融機関の経営者としての豊富な経験に基づき、当社取締役として業務執行に対する監督等の役割を果たしております。なお、社外取締役畔柳信雄は、当社完全子会社池田泉州銀行の社外取締役を兼職しております。

社外取締役平松一夫は、当社との間に、人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。学校法人及び企業における幅広い経験に基づき、当社取締役として業務執行に対する監督等の役割を果たすことを期待しております。なお、社外取締役平松一夫は、当社完全子会社池田泉州銀行の社外取締役を兼職しております。

社外監査役今中利昭は、東京証券取引所及び大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であり、当社との間に、人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。弁護士資格を有し、また更生管財人として企業会計実務全般にも携わっているなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たしております。

社外監査役佐々木敏昭は、当社との間に、人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。長年に渡る金融機関の監査役としての豊富な経験及び幅広い見識により、監査役としての役割を果たしております。

当社は、取締役12名中2名を社外取締役として、監査役4名中2名を社外監査役として選任しており、社外取締役及び社外監査役の選任を通じて、継続的な企業価値の向上に十分な体制を整備しております。

社外取締役は、取締役会を通じて監査役監査、内部監査及び会計監査の状況並びに内部統制部門からの内部統制の状況の報告を受けており、提言・助言等を行っております。また、社外監査役は、常勤監査役から監査役監査、内部監査及び会計監査の状況並びに内部統制部門からの内部統制の状況の報告を受けており、提言・助言等を行っております。

## 当社グループのコーポレートガバナンス体制図

(平成23年7月1日現在)

